

盛岡市動物公園再生事業について

令和2年2月13日
都市整備部

1 概要

盛岡市動物公園再生事業計画に基づき、盛岡市動物公園（以下「動物公園」と表記）の改修を行い、魅力的で価値のある空間にリニューアルするとともに、令和2年4月1日から動物公園の指定管理（管理運営）を民間会社に移行（予定）し、サービスの向上や事業の発展性も期待できることから、動物公園の「供用日（開園日）」及び「使用料（入園料等）」を改定（条例改正）することについて説明するもの。

また、当該再生事業を担う（株）もりおかパークマネジメント（以下「MPM」と表記）における取組状況や今後の予定等についてお知らせするもの。

2 盛岡市都市公園条例の改正について

(1) 改正内容

ア 供用日（開園日）の改定

現在、休園としている冬期間も開園（土日祝日のみ）するとともに、夏期間の休園日を設けないこととし、収入の柱となる入園料収入の増加を図ろうとするもの。

区分	現 行	改定案
供用日	3月15日から11月30日まで	3月15日から11月30日まで 12月1日から3月14日までの土・日・祝日
休園日	水曜日	12月29日から1月3日まで

※1 東北、北海道の動物園9園のうち、冬期に完全休園しているのは本市と弘前市のみ。

※2 冬期開園日については、秋田市大森山動物園の事例を参考に、入園者数の少ない平日は開園に必要な経費の確保が難しいことから、土日祝日のみ開園することとするもの。

イ 動物展示施設の使用料（入園料）の改定

「一般」及び「高校生」の入園料を引き上げるとともに、現在「無料」としている「小・中学生」の入園料について、「受益者負担の原則による負担の公平性の確保」及び「安定した収益の確保による継続した事業実施」などの観点から、「有料」とする（別紙1「小・中学生の入園料に係る検討資料」及び別紙2「入園料改定案の算定資料」参照）。

なお、今回の改定は、入園料の上限額を定めるものであり、実際の入園料は、条例で定めた額を上限として、指定管理者が（市長の承認を得て）定めることとなる（令和2年4月1日から「利用料金制」を採用することによるもの）。

区 分	現 行	改定案（上限額）
普通使用 （1回につき）	（一般・高校生） 500円	一般、高校生 1,000円 小・中学生 500円
定期使用 （1年につき）	（一般・高校生） 1,000円	一般、高校生 2,000円 小・中学生 1,000円
団体使用 ※20人以上 （1人1回につき）	（一般・高校生） 400円	一般、高校生 800円 小・中学生 400円
無料	中学生以下	未就学児

ウ 駐車場使用料の徴収日の改定

維持管理経費（冬期間の除雪費用を含む。）の確保のため、原則として全供用日を有料（料金は現行どおり）とし、平日の利用者からも平等に負担を求めようとするもの。

なお、駐車場使用料の額についても、動物展示施設の使用料と同様に、条例で定めた額を上限として、指定管理者が（市長の承認を得て）定めることとなる。

区分	現行	改定案
大型・中型自動車	1,000円	1,000円
準中型・普通自動車	200円	200円
徴収する日	土・日・祝日 4/30～5/2, 8/13～8/16	全供用日

(2) 施行日

令和2年4月1日

※指定管理者の移行に合わせて施行するもの。

(3) その他（市内に住所を有する65歳以上高齢者の入園料について）

現在「減免（全額免除）」の取扱いとしている「市内に住所を有する65歳以上高齢者」の入園料について、小・中学生の入園料と同様に、「受益者負担の原則による負担の公平性の確保」及び「安定した収益の確保による継続した事業実施」などの観点から、「全額免除」を「半額免除」に改めることとしたい（条例改正は不要であるもの。別紙3「65歳以上高齢者の入園料に係る検討資料」参照）。

3 MPMにおける取組状況について

(1) 特別目的会社（SPC）の設立

MPMでは、盛岡市動物公園再生事業計画に基づき、獣舎等の改修に必要な費用の調達等のため、特別目的会社（SPC）を設立する予定としている。その概要は次のとおり。

ア 会社名 盛岡市動物公園再生事業株式会社

イ 資本金 500万円（MPMが100%出資）

ウ スケジュール

令和2年1月30日 MPM臨時株主総会で審議・承認（SPC設立について）

〃 2月下旬 会社組成【予定】

〃 3月 議会への上程・議決 ※債務負担行為

エ 業務内容

盛岡市は獣舎等施設の改修と維持管理業務をSPCに依頼し、その費用を15年で割賦払いする。SPCは市からの債務負担行為による割賦払いを担保にして、金融機関から資金調達を行い、改修工事等を実施する。

【市から依頼する事項】（細部は、MPM、SPCと協議の上決定）

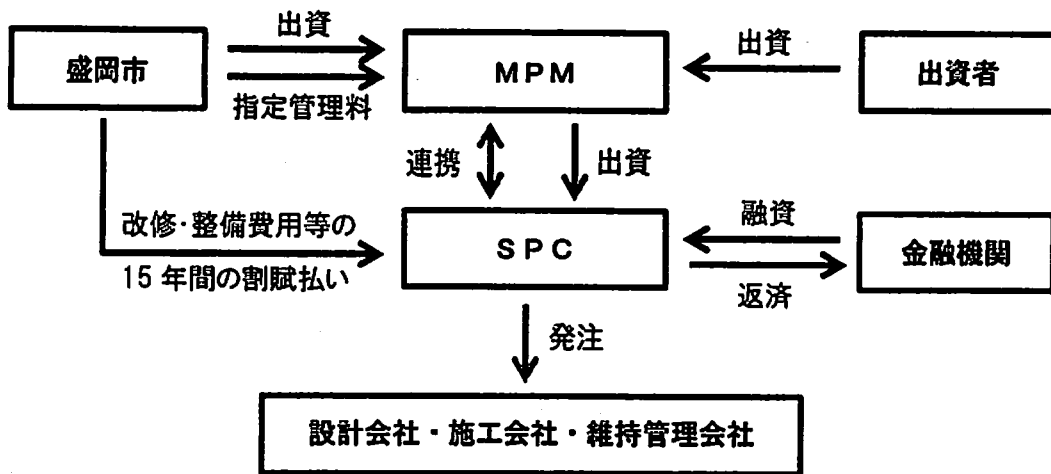
① 獣舎等既設建物改修、上水道改修、園路等の再整備、植栽整理等に係る設計施工

② 獣舎等既設建物の修繕、維持管理業務（指定管理料に含まれないもの）

冷暖房施設・各種設備の点検整備・更新、機械器具の更新、動物購入、建築設備等清掃業務、植栽保守、園路等保守等

※上記事項に係る事務処理等は、SPCとMPMで連携して行う。

オ 盛岡市・MPM・SPCの相互関係



(2) デザイナーの選定

MPMでは、動物公園のロゴや園内の看板・サインのデザインを一新するため、デザイナーをコンペ方式で選定し、動物公園再生事業のパートナーとして、令和2年度に行うランドスケープの実施設計を連携して進めていくこととしている。

なお、MPMでは、デザイナーの選定に合わせ、動物公園の愛称について検討している。

ア スケジュール

- ・ 令和2年2月3日 募集開始（2月27日まで）
- ・ " 3月5日 プレゼンテーション
- ・ " 3月13日 決定通知（予定）

イ その他

デザイナーとパートナーを組み、動物公園のブランディングを戦略的に行っていくため、次のとおりデザインを完成させていく予定としている。

- ・ 令和2年8月 盛岡市動物公園ロゴ、キービジュアル、ポスターデザイン
- ・ " 12月 パンフレット、園内マップ、園内誘導サイン、動物名及び説明看板、園内循環バス

4 今後の予定について

年 月	内 容
令和2年2月～3月	3月市議会定例会に議案を上程・議決 【盛岡市都市公園条例の改正，指定管理者の指定，債務負担行為（指定管理料，獣舎改修費等），契約（予定）】
" 3月31日	盛岡市動物公園公社による管理・運営終了，同公社の解散
" 4月1日	新たな指定管理者による動物公園の管理・運営開始
" 4月～5月	休園，管理運営移行業務及び職員研修等の実施
" 6月～11月	開園
" 12月～令和4年3月	休園，リニューアル工事 ※令和3年度は部分的なオープンを検討
令和4年3月頃	リニューアルオープン（予定）

(参考) 動物公園再生事業に係るMPM, SPCの今後の予定

盛岡市動物公園再生事業の内容について

第1期～第3期における事業項目

事業区分	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
盛岡市動物公園 再生事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 測量業務 2 ランドスケープ基本計画 3 ランドスケープ基本設計 4 特別目的会社組成業務 5 特別目的会社設立 	<ol style="list-style-type: none"> 1 動物公園運営業務 2 民間投資誘導業務 	<ol style="list-style-type: none"> 1 動物公園運営業務 2 民間投資誘導業務
自主事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 カフェ・宿泊施設等基本計画 2 カフェ・宿泊施設等基本設計 	カフェ・宿泊施設実施設計	カフェ・宿泊施設建設
特別目的会社 (MPM別会社)	会社組成(予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ランドスケープ実施設計 2 ランドスケープ施工 3 獣舎修繕等施工 4 上水道設計施工 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ランドスケープ施工 2 獣舎修繕等施工

～MPM第1期第2回臨時株主総会 (R1.10.4) 資料より～

小・中学生の入園料に係る検討資料

1 現状

小・中学生（以下「子ども」と表記）の入園料は、開園した平成元年から平成19年まで「有料」（200円）としていたが、平成20年3月から一般の料金を「400円」から「500円」に改定した際に、子どもの利用を促し入園者数の増加を図るため「無料」とし、現在に至っている。

【効果の検証】

表1 入園者数の推移

→ 子どもが無料に

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
入園者数(人)	168,484	176,251	166,303	162,595	180,986	146,496	155,963
うち子ども (学校利用を除く)	18,867	20,653	19,344	18,763	22,851	16,220	17,885
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入園者数(人)	154,025	158,743	169,876	180,262	158,751	170,165	156,441
うち子ども (学校利用を除く)	17,035	18,200	19,152	20,434	17,891	19,055	19,411

表2 平均入園者数

	期間	子どもの入園料	平均入園者数(人)	うち子ども (学校利用を除く)
①	H17～H19	有料	170,346	19,621
②	H20～H22	無料	163,359	19,278
③	H28～H30	無料	161,786	18,786

◆ 子どもの入園料を無料にする直前3年間の平均入園者数（表2①）より、無料にした直後3年間の平均入園者数（表2②）は減少しており、また、直近3年間の平均入園者数（表2③）はさらに減少していることから、子どもの入園料を無料とすることで期待した効果（入園者数の増加）は、ほとんどない状況となっている。

2 他施設の状況

(1) 市立の他施設における子どもの使用料

ア 市内、市外を問わず有料の施設

子ども科学館、遺跡の学び館、先人記念館、原敬記念館、総合プール、ゆびあす、都南中央公園プール

イ 減免規定により市内の子どもは無料（免除）の施設（市外の子どもは有料）

もりおか歴史文化館（歴史展示室）※入館料自体は無料、石川啄木記念館

ウ 市内、市外を問わず無料の施設

盛岡てがみ館、都南歴史民俗資料館、玉山歴史民俗資料館、もりおか町家物語館、もりおか啄木・賢治青春館

(2) 他の公設動物園における子どもの入園料

区分	施設数	無料	有料	うち小学生無料
指定管理	32	10	22	3
直営（委託等を含む）	38	24	14	2
計	70	34	36	5

※民間動物園は、21園全てが有料となっている。

3 子どもの入園料の「有料」と「無料」の比較検討

(1) 有料とする場合

ア メリット

- ・入園料収入が増え、継続的・安定的な運営が期待できる。
- ・メインターゲットである子どもの施設としての認識がより強くなり、子どもに多く来園してもらうための経営・集客努力や事業実施が期待できる。
- ・集客努力次第で収入が増加するというインセンティブが働き、職員のモチベーションが向上することにより、市民サービスの向上が期待できる。
- ・入園料収入が多くなることで、市の財政負担が減り、ひいては市民全体の利益（負担軽減）となる。
- ・受益者である施設利用者と非受益者である未利用者の、負担の公平性が確保される。

イ デメリット

- ・来園する子育て家庭の支出が増える。
- ・動物園に行きたいという動機づけが弱くなる恐れがある。
⇒ 来園者数が減少する恐れがある。

(2) 無料とする場合

ア メリット

- ・来園する子育て家庭の支出が抑えられる。
- ・親などが子どもを連れていきやすい。

イ デメリット

- ・入園料収入が少なくなり、運営に支障が出る恐れがある。
⇒ 市費からの補填が必要となり、市民全体の負担が増す。
- ・ターゲットが子どもに向かず、有料である一般の人にウエイトを置いた経営、集客、事業実施となる恐れがある。
- ・収入の減少は、職員のモチベーションの低下につながる恐れがあり、そのことで市民サービスが低下する恐れがある。
- ・受益者である施設利用者と非受益者である未利用者の、負担の公平性が確保されない。

4 子どもの入園料の必要性

動物公園は、利用料金制の採用により、指定管理料のみに頼らず、入園料収入や自主事業収益の拡大を通じて、サービス向上と持続可能な経営を目指している。

リニューアルオープン後の指定管理料は、動物公園再生事業計画により約1億円（平成30年度決算額：約2億6,625万円）を見込んでおり、安定した経営には自主財源としての入園料収入の拡大が必要である。

したがって、子どもの入園料は貴重な収入源であり、動物公園再生事業を担う事業者が安定した収益を確保し、継続して事業を実施していくために必要不可欠なものである。

入園料改定案の算定資料

1 使用料見直し調査（内部資料）の分析による1人当たりの適正受益者負担額

◆平成27年度算定額 ※平成24～26年度の実績値を元に算定

【算定式】原価（人件費、物件費等） 252,176千円 ※H24～H26 平均
 × 受益者負担率 50.0% ※公益的（非市場的）・選択的サービスの負担率
 ÷ 年間利用者数 160,881人 ※H24～H26 平均
 = 784円

【モデルケース】大人2人、子ども（小学生）2人で来園した場合の入園料

- ・適正受益者負担額（H27算定額）：3,136円（784円×4人）
- ・改定前負担額 : 1,000円（大人500円×2人+小学生0円×2人）
- ・改定後負担額（上限額） : 3,000円（大人1,000円×2人+小学生500円×2人）

2 日本動物園水族館協会加入園の入園料（一般）の平均額

日本動物園水族館協会加入園における動物園の入園料（一般）の平均値は「1,044円」であり、また、国内の公設動物園の入園料（一般）の最高額は「1,000円」となっている。

区 分	公 設		民間	全体
	指定管理	直営		
入園料（一般）平均額	564円	494円	2,075円	1,044円

3 利用者アンケート結果

動物公園の入園料・駐車場料金に関する利用者アンケートにおいて、「高い」が10%未満なのに対し、「安い」が30%を超える結果となっている。

回 答	H28	H29	H30	平均
高い	8.08%	8.16%	9.02%	8.42%
適当	32.63%	35.92%	34.21%	34.25%
安い	30.88%	31.02%	33.46%	31.79%
その他（未回答、どちらともいえない）	28.41%	24.90%	23.31%	25.54%

65 歳以上高齢者の入園料に係る検討資料

■盛岡市都市公園条例（抄） ※__部分は R2. 4. 1 施行（R1. 12. 20 公布）

（使用料の減免）

第 9 条 市長（指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールにあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールにあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

- （1）都市公園を法第 9 条に規定する事業のため占用するとき。
- （2）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを使用するとき、（以下省略）。
- （3）市の区域内に住所を有する 65 歳以上の者が動物公園の動物展示施設を使用するとき。
- （4）前 3 号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

※減免の判断はこれまで市長が行ってきたが、令和元年 12 月議会での条例改正により、令和 2 年 4 月 1 日以降は指定管理者が行うこととなる。

◎ 減免の取扱いとした経緯

平成 12 年 11 月に盛岡市老人クラブ連合会から「高齢者にやさしいまちづくりを求める陳情」が市長に提出され、「65 歳以上高齢者の公共施設利用料の免除または減免措置」について要望があったことから、庁内で検討され、動物公園及び社会教育施設（記念館・資料館・体験学習施設）における高齢者の使用料の減免（免除）について、平成 14 年 3 月議会に提案（議決）され、同年 4 月から「減免（免除）」となったもの。

1 市内に住所を有する 65 歳以上高齢者の利用状況

「平成 14～19 年度」と「平成 26～30 年度」の平均入園者数を比較すると、総入園者数は「横ばい」か「やや減少」しているのに対し、高齢者の入園者数は「倍増」している。

区 分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	14-19 平均
総入園者数（人）	191,040	173,977	163,344	168,484	176,251	166,303	173,233
うち市内 65 歳以上	892	700	765	881	1,023	1,009	878
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	20-25 平均
総入園者数（人）	162,595	180,986	146,496	155,963	154,025	158,743	159,801
うち市内 65 歳以上	1,303	1,462	1,022	846	1,095	1,301	1,172
区 分	H26	H27	H28	H29	H30		26-30 平均
総入園者数（人）	169,876	180,262	158,751	170,165	156,441		167,099
うち市内 65 歳以上	1,637	1,811	1,603	1,939	1,755		1,749

2 盛岡市人口ビジョン（平成 30 年 2 月更新版）による本市の年齢 3 区分別人口の推移

盛岡市老人クラブ連合会から陳情が提出された「平成 12 年」と「平成 27 年」の人口を比較すると、総人口が約 2% 減少し、15 歳未満が約 20% 減少、15～64 歳が約 12% 減少しているのに対し、65 歳以上は約 52% 増加している。

また、構成割合からも、高齢化が急速に進行していることが確認でき、現在はさらに進行しているものと推測されるほか、将来にかけてもこの傾向は続くものと予想される。

区 分	H 2	H 7	H12 (A)	H17	H22	H27 (B)	比較 (B)-(A)
15歳未満(人)	56,718	52,092	46,159	41,928	38,771	36,828	▲9,331
15～64歳(人)	204,943	209,262	208,171	199,632	192,664	182,979	▲25,192
65歳以上(人)	30,826	39,341	48,469	56,177	63,721	73,729	25,260
年齢不詳(人)	145	28	58	3,009	3,192	4,068	4,010
構 成	15歳未満(%)	19.4	17.3	15.2	14.1	13.1	▲2.7
	15～64歳(%)	70.1	69.6	68.7	67.0	65.3	▲6.4
	65歳以上(%)	10.5	13.1	16.0	18.9	21.6	9.1

※1 合併前の旧都南村及び旧玉山村の数値を含む。

出所：国勢調査より本市作成

※2 構成割合：年齢不詳は除く

3 「有料」の入園者数と「無料又は免除」の入園者数の比較

小・中学生の入園料を無料とした平成20年から「無料又は免除」の入園者数が「有料」の入園者数を逆転し、近年の有料入園者数は、開園当初の約50%となっている。

区 分	H1～5	H6～10	H11～15	H16～20	H21～25	H26～30
平均入園者数(人)	222,531	189,415	180,857	167,395	159,243	167,099
うち有料	158,955	129,236	121,952	100,796	75,548	79,665
うち無料又は免除	63,576	60,179	58,904	66,599	83,695	87,434
平均入園料収入(千円)	55,513	45,857	43,627	39,574	39,126	41,415

★ 関係団体への説明

当該取扱いの変更に関しては、令和2年1月28日に開催された盛岡市老人クラブ連合会の三役会議において市から説明し、一定の負担はやむを得ないとして了承が得られたほか、同日開催された同理事会において当連合会事務局から説明していただき、質疑、意見等は特になかったとの報告をいただいている。